

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「五千円」を「二千円」に改める。

第三十七条の十六の四を削る。

第三十七条の十六の五第一項中「及び次条」及び「。第三項において同じ」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について第一項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間(当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間)を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

第三十七条の十六の五に次の一項を加える。

4 第三十七条の十六の二第四項から第七項までの規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第三十七条の十六の四第二項」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と、同条第五項中「第三十七条の十六の二第一項」とあるのは「第三十七条の十六の四第一項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第三十七条の十六の四第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該農地保有合理化法人等」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「第三十七条の十六の四第二項各号」と読み替えるものとする。

第三十七条の十六の五を第三十七条の十六の四とする。

第三十七条の十六の六の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条

第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は農地保有合理化法人等が第二項の換地を取得した場合」を削り、「第三十七条の十六の六第一項又は第二項」を「第三十七条の十六の五第一項」に、「第三十七条の十六の六第三項」を「第三十七条の十六の五第二項」に、「当該土地改良区又は農地保有合理化法人等」を「当該土地改良区」に、「第三十七条の十六の六第三項各号」を「第三十七条の十六の五第二項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第三十七条の十六の五とする。

第三十七条の十七の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「、再開発会社」を「、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下この条において「再開発会社」という。）」に、「第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この条において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法」に改め、同項を同条第一項とし、同条第八項中「第三十七条の十七第七項」を「第三十七条の十七第一項」に、「第三十七条の十七第十三項」を「第三十七条の十七第三項」に、「第三十七条の十七第十三項各号」を「第三十七条の十七第三項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第九項から第十二項までを削り、同条第十三項中「、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十七条の十八及び第三十七条の十八の二を削り、第三十七条の十九を第三十七条の十八とする。

附則第六条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に、「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第七条の三の四の次に次の一条を加える。

（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第七条の三の五 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家をいう。）で施行令附則第七条第十九項で定めるものの新築を平成二十五年三月

三十一日までにした場合における第三十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第七条第十九項で定めるものの新築」と、「含むものとし、施行令第三十七条の十六で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸につき千二百万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十七条の十七で定めるものにつき千二百万円）」とあるのは「当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第七条第二十項で定めるものにつき千二百万円」とする。

附則第七条の四第二項中「附則第八条第一項、第四項若しくは第七項」を「次条第一項若しくは第四項」に改める。

附則第八条第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして施行規則で定めるもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「次の表の上覧に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「に係る同表の中欄に掲げる認定」を「に係る同法第三十九条の二第一項の規定による認定（同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）」に、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる

者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項中「第七項に」を「第四項に」に、「附則第八条第七項」を「附則第八条第四項」に、「附則第八条第八項各号」を「附則第八条第五項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。

7 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第九条の三第一項で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第三十七条の十三第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第三十九条の二の四第一項で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第二項で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第九条の三第一項で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第九条の三第二項で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第八条の二第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「前条第四項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「及び前条第四項」を「の規定」に改める。

附則第八条の三中「又は附則第八条第四項」及び「附則第八条第四項」を削る。

附則第十四条の三の二中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十五条の次に次の一条を加える。

（対象保険年金に係る納税義務者等の個人の県民税の過誤納金相当額の支給）

第十五条の二 租税特別措置法第四十一条の二十の二第二項第一号に規定する対象保険年金（以下この条において「対象保険年金」という。）に係る同項第二号に規定する保険金受取人等に該当する者で、対象保険年金に係る所得が生じた年（平成十二年以降の年に限る。）の翌年の一月一日において第二十条第一項第一号に掲げる者に該当していたもの又はその相続人（包括受遺者を含む。以下この条においてこれを「対象保険年金に係る納税義務者等」という。）について、法第十七条の五第二項の規定により、当該対象保険年金の支払を受けた年の所得に対する個人の県民税の税額を減少させる賦課決定をすることができないときは、知事は、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し、当該賦課決定をすることとしたならば、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し還付することとなる過誤納金（当該過誤納金に加算することとなる還付加算金を含む。）に相当する額（次項において「過誤納金相当額」という。）を、当該対象保険年金に係る納税義務者等が当該還付を受けられないことについての不利益を補填するため、個人の県民税の過誤納金の還付の例により、支給することができる。

2 知事は、市町村が、個人の県民税の過誤納金の還付の例により、対象保険年金に係る納税義務者等に対して過誤納金相当額を支給したときは、当該市町村に対して当該過誤納金相当額に相当する額を交付するものとする。

（奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 奈良県税条例の一部を改正する条例（平成二十年七月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項、第三項、第五項、第九項及び第十二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県税条例第二十六条の二の改正規定 平成二十四年一月一日

二 第一条中奈良県税条例附則第六条の改正規定 平成二十五年一月一日

三 第一条中奈良県税条例附則第七条の三の四の次に一条を加える改正規定及び同条例附則第八条に一項を加える改正規定 規則で定める日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十六条の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する同条各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第一条の規定による改正前の奈良県税条例（以下「旧条例」という。）附則第六条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日以前に旧条例附則第八条第七項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第二号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日の翌日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。